

白井市障害者計画等策定委員会平成27年度第6回会議 会議要録

1. 開催日時 平成27年3月16日(月) 午後2時00分より
2. 開催場所 保健福祉センター 2階 研修室
3. 出席者 竹原委員、林委員、吉田委員、吉武委員、高柳委員、亀山委員、上野委員、黒澤委員、松本委員、鶴岡委員、福岡委員、中村委員、堀切委員、梨本委員、宮沢委員
4. 欠席者 0名
5. 事務局 小松課長、岡本副主幹
6. 傍聴者 0名
7. 議 題
 - ①「第5回策定委員会 会議要録」について
 - ②「第4期障害福祉計画(案)」に対するパブリックコメント募集結果
 - ③第4期障害福祉計画の策定
 - ④その他

8. 議 事

◇開 会 (事務局より)

◇事務局からの報告事項

- ・配付資料の確認

◇第6回白井市障害者計画等策定委員会

1 委員長あいさつ

- ・竹原委員長からあいさつがあった。〔大要〕本日は委員会として第4期障害福祉計画を決定します。2015年というのは団塊の世代がすべて65歳以上になる年で、プラス10年すると後期高齢化社会を迎えます。高齢化の進行というのは障害を持った方、ご家族、地域に非常に大きな影響をもたらします。高齢化を含めてこれから非常に厳しい状況になっていくので、計画的にきちんと5年10年を見据えた形での障害福祉施策の展開がさらに必要になってきていると考えます。今日が最後の会議になりますのでぜひ皆さんの積極的なご意見をお願いします。

2 議題

(1) 第5回策定委員会 会議要録について

- ・事務局より説明があった。

委員長 ただ今事務局より前回の会議要録について説明と補足追加資料をご呈示いただきました。なにかございましたらお願いします。

委 員 いわゆる基本相談支援を委託されていると思うのですが、それはどこに出しているのでしょうか。

事務局 相談という形で委託している部分については地域生活支援事業には入っていませんので、今回お示したのは国の補助金に関する地域生活支援事業の決算という形になります。一般の相談の費用についてはこの一覧の中には入っていません。今年度は700万の委託でお願いをしています。25年度も700万です。27年度も同額の予算を盛らせていただいています。

委員 それは本当は障害者関係ですよね、

事務局 そうなのですが、今回お示した地域生活支援事業というのが国の補助にかかると地域生活支援事業になります。市の方で委託している部分についてはここでいう地域生活支援事業費の中には入ってこない状況になります。

委員 どこに入るのですか。交付税措置ですよね。他にもあるのですか。

事務局 今思いつくのはそれぐらいだと思います。

委員長 よろしいですか。他にご意見が無いようでしたら、次に移りたいと思います。

(2) 「第4期障害福祉計画(案)」に対するパブリック・コメント募集結果

事務局は、パブリック・コメント募集結果について説明した。

委員長 ただ今事務局よりパブリック・コメント募集結果について説明がありました。ご確認事項やご意見等がございましたらご発言願います。

委員 これは一人の方がそれぞれ5件出されたということですか。

事務局 はい、お一人から5つのご意見をいただいたということです。

委員 この方に直接お会いしてお話を聞いたとか、そういうことはありますか。

事務局 パブリック・コメントですので個人的に回答はしていません。市の対応につきましては3月1日から市のホームページに掲載させていただいています。個人的にご連絡等もしていません。

委員 具体的に住所やお名前は出されているのですか。

事務局 連絡先等を出されていないと実際にパブリック・コメントとして取り扱えませんのできちんとこちらでは把握しています。

委員 せっかくご意見を出されているのでもし、何かの機会があってお会いする事があれば、丁重にご意見を交換していただけるといいと思います。

委員長 お寄せいただいた意見については議題3の中でご意見を出していただくこととして、議題2についてはこれで終了させていただきます。

(3) 第4期障害福祉計画の策定

事務局は資料3の第4期障害福祉計画の説明をした。

委員長 事務局から障害という表記についてと、前回以降変更になった部分の説明と新しく6章を付け加えたことの説明をいただきました。各委員からご質問ご意見をいただければと思います。

委員 障害という表記について気をつけられたのはいいと思います。全体の計画のこ

とをお尋ねします。新しい事業者の参入を促進していきますというのが結構あります。追加資料をみると10ヶ所で320人、それが多いか少ないかは他と比較しないとわかりませんが、都会ともそう変わりはありません。利用できなくて他市の施設を利用している人がいないのであれば、施設として不足しているということはないのですか。それとも事業によっては足りないのですか。

事務局 障害福祉サービスについて今回市内にある事業所の一欄としてこちらに載せさせていただきました。利用者には市外の施設を利用する方もいらっしゃいます。市内に限ると事業所は10ヶ所です。市内にないサービス、グループホームや今後必要になるであろう障害者支援施設といったものにこれから力を入れていく必要があると思います。その他のサービス、就労継続支援や就労移行支援の事業所もまだ市内にはないので力を入れていくべきだと認識しています。

委員 320人とありますが、市外の施設を利用している方がもっとたくさんいらっしゃるということですか。

事務局 はっきりとした市内の事業所を使っている方、市外の事業所を使っている方のデータはありませんが、少なからずは市外の事業所に頼ることをお願いしています。

委員 事業者が白井市に来てもらう為に、利用者を集めるなど、何かさなっていますか。

事務局 過去にそういうことをしたことはありません。しかしこれからはやっていかなければならない時期だと考えています。市が計画を書いたところでどうしても事業者頼みにならざるを得ないので事業者があるかどうか、進出してもらう為に市はどういった部分に力を入れるべきかについて、真剣に考えていかなければならないと思っています。

委員 介護保険では公募すると市内外を問わず集まってきます。事業者はある程度の量が見込めると進出しやすいので、そういった来ていただく為の活動もお願いします。

委員 第3期の達成状況ですが、計画と実績の乖離が非常に大きい事業がいくつかあります。なぜこれだけの乖離があるのかコメントを加えていただければと思います。そういった評価をふまえて計画の見直しに反映されるべきだとも思います。前回の第3期計画を見ますと、実績の評価である程度考えられる理由に触れていますので、今回も可能な範囲で結構なのでコメントを加えていただきたいと思います。目についたものとしてはp9の重度訪問介護、p10の生活訓練、p11のショートステイ、p12の生活相談支援です。もう一点はアンケート調査の結果を一部カットしたのはどういった方針なのか、選んだ基準がわかりません。もう少しバランスのとれたピックアップをされたらいいかかと思えます。

- 事務局 計画と実績の乖離が大きい部分の検証を一つずつ載せられればとは思いますが難しいと思います。できればもう少し時間をいただいて次回の 27 年度に対する障害者計画の際に活用できる資料としてその部分を検討させていただきたいと思います。アンケートについてはコンサルの方から説明をお願いします。
- コンサル 今回の障害福祉計画は基本的にはサービスとその提供量、その確保の方策について定めていく計画書なので、福祉計画の結論に使えるもの、あるいはその課題の提起になるものに今回はフォーカスしました。p22 の(3)がなぜ難病患者だけなのかについては、他の障害のある方のアンケートにはその設問がないからです。
- 委員 p 3 に 24 年に第 3 期障害福祉計画を策定しました、次に第 4 期をやっていますが、内容については全く触れていないし結果についても触れていなくて、あまり意味がありません。そこに評価を加えてほしいと思います。出来れば 1 次 2 次 3 次と少しずつ評価があったらいいかなと思いました。p 13 の相談支援事業について、平成 25 年度は計画値が 3 で実績が 2 でした。新しく出ると 2、2、2 でそれだけ需用が少ないのかというとアンケート調査の結果を見ても足りないと言っています。特に精神障害は何が一番必要かということ気軽に相談できる所が欲しいと言っています。いらないと言っていないのになぜ数を減らすのか、根拠がわかりません。同じようなことが地域活動支援センターについても言えます。実際、事業者の方から見れば運営は非常に大変ですが、利用者からすると大変利用しやすい事業です。小規模でいいから地域に、近くにいくつもできればいいと思っていますので、減らすことではないと思います。これを見ても白井市がどういう図面を障害福祉に描いているかわかりません。ただ数合わせだけやっている。前より良くなっているかということそうではない。障害福祉は高齢者福祉と違って大変でつくったはいいけれど運営していくのはかなりの覚悟がいるから、ただ誘致しますとか、推進しますと言われてもなかなか出来ないと思います。誘致策は福祉計画ではなくて障害者計画の政策として出るだろうけれど、足りない所はただ簡単に誘致しますと書いてあって、とても無責任だと思いました。障害者計画に書くから福祉計画には言葉だけでいいという考えなのでしょうか。
- 委員長 やはり今の計画に対しての実績の評価が次の計画に繋がっていくことが、計画策定の基本だと思います。具体的に上げていただいたサービスは一貫性が欠けていて、数字にばらつきがあるところが見られます。地域参入と書かれていますが具体的にどうするか、参入しても事業として成り立たなければ参入できないのでそれを P D C A サイクルで解決を目指すのか、計画全体の評価ということで事務局から説明をいただきたいと思います。
- 事務局 どういった理由で計画値と実績値に差があるのか検討させていただいて載せる方向でやらせていただきます。その結果を受けての次期の計画の推計の考

え方は、今回障害福祉計画についての今後3年間のサービスの給付量の推計を基本に計画をつくらせていただいています。当然必要な部分については市内にという話が出てきていますが、市外の事業者を利用していただくのが多く、その部分を含めて今後3年間はこれぐらいのサービス給付が必要ではないかと今回まとめています。現状と市内の事業者との関係もあるかと思うが、やはり必要であろうサービスに対してどう対応できるかわかりませんが、それに向けて努力をしていきたいと思っています。現状をふまえて27年度からの3年間のサービスの給付量を今回まとめさせていただきました。

委員 アンケート結果を反映していないということになり、今のお答えではおかしくないですか。反映できなかつたら意味がないではありませんか。

事務局 今いただいたご意見は最もだと思えます。アンケートについては、将来の施策の参考にどういうものが必要かをとらえる為の調査と捉えています。今回3年間という時限的な計画の中でいかにそれを取り込むかといった時にこれまでの実績があります。たとえば地域生活支援センターでも市の実情として前はあったが今は他の市町村に依存していることがあります。その関係で利用者が少なくなり、結果として望めない。相談支援事業も今まで委託で1ヶ所ですが、今後は市の許可があれば増えると思えますが、3年間なのである程度具体的に目安があるものについて計画にのせたいと考えております。どれが正確な計画値か、それに基づいてどういう評価をするかはPDCAの中で対応していくと捉えています。

委員 お互いの事情はあるでしょうが、譲れないところはあるもので、前あったものを減らしたのにはちゃんとした理由があればいいです、満たされていたからという。そうでなくてアンケートにも必要だとあるのに減らしているのはどう考えても理解できません。計画相談については今までセルフプランを許していたから数は少なかったのですよね。今度からは市はそれを認めないのでしょうか。白井市はどうするのですか。

事務局 その担当に確認はしていないのですが、セルフプランが認められないとは聞いていません。どうしてもセルフプランでということであれば相談していただければ検討いたします。

委員 なるべく事業所を使えということであれば数は増えてくるわけです。第3次の時よりずっと増えてきますよね。それ以外に基本相談という入口になるところがもっと気軽になったらいいというのがパブリック・コメントにもありました。そういうところは大事じゃないかと思えます。

事務局 計画相談と一般相談の窓口について、一般の相談は地域支援事業の中の相談支援事業として3と設定されていたのが、27から2になってしまっているという指摘だと思います。計画相談はそれなりに人数が増えると考えていました。地域支援事業の中の相談支援事業が3から2にしたという根拠は私にもよくわ

かりません。結果、計画として25年度は3としています。それを27年度からは2に減らす事についてはご指摘の通りなので、3を目指して考えていきたいと思っています。ただ具体的なものはないので、前回の計画を引き継いでやらせていただく事もあると思います。

委員 確認です。数値は変えますか。

事務局 p49の部分見直しをさせていただきたいと思います。

委員 先ほど事務局から結果であるからという言葉が出ました。非常に耳障りが悪かったです。結果がこうであったなら、もっと建設的になぜそうなったかを考えて計画を作らなければいけないのではないかと思います。最終的には建設的な話に推移したのでよかったですのですが、ならば最初からそういう返答をいただければよかったですのと思いました。

事務局 申し訳ございませんでした。

委員 p31の地域生活支援拠点等の整備で目標値として29年度までに1ヶ所整備を図るという目標があります。その備考欄に面的整備とあり、たしか複数の事業所がそれぞれのサービスを行うネットワークを組んで総合的に対応するイメージだったと思います。単に備考で拠点となる施設を中心に面的整備を図りますというだけでなくコメントをつけるといいと思います。このままではよくわかりません。p45の下の表中に基幹相談支援センターと書かれています。それと地域生活支援拠点とどういう関係なのか。今回の計画で28年度からは有りになり、相談支援事業をやるのは2ヶ所です。そのどちらかに基幹相談支援センターの役割を決めると受け止めましたが、そういう理解でよろしいのですか。

事務局 p31の地域生活支援拠点等の整備の面的整備についてはわかりづらいので、ネットワークを中心にといいのか、欄外に付け加えるのか考えさせていただきます。p45 基幹相談支援センターについては、2つのうちどちらかが中心に相談支援を進めていく形だと思います。

委員 地域生活支援拠点との関係はどうなるのですか。

事務局 一つあるいは複数の施設がネットワークを組んで地域生活に移行する為の体験の場や緊急時の受入れ等をひっくるめた地域生活支援拠点というのがp30、31に書いてあるものです。p45の方はあくまでも地域相談、障害者の相談支援に関するものになります。基幹相談支援センターがどこかに出来たとするとそれが中心となって相談だけではなく、ショートステイなどを含めた地域生活支援拠点となっていくと思います。いくつかの事業者がネットワークを組んで地域生活支援拠点となり、その為に障害者の支援施設やグループホームが中心となって、拠点の整備を29年度に向けて努力をしていく、その過程の一つとして相談支援センターが28年度にどこかに出来るという計画になると思います。上手く説明ができなくてすみません。

委員長 全体の計画にきちんとした評価、なぜこうなったのかという原因を次の計画で解決をしていくのは当たり前の流れだと思います。そして全体的に相談支援というのがさらに充実していく、そこで数値が違っている、反映をしてないということについては今日が最後なのですが、可能な限り全計画の評価に対して、向こう3年間のつながりで事務局の方できちんとした数字の確認をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 第2章については、当然評価という形で出来る限り検討を加えさせていただきます。それを踏まえて見直し出来る部分については推計も見直しをしてみとめさせていただきます。

委員長 他にいかがでしょうか。

副委員長 地域生活支援拠点の国の指針と千葉県の考え方は載っているのですが、白井市としては圏域に一つ整備するというのを目標とするのか、市単独で整備するというのを目標とするのかをお聞きしたい。また、基幹相談支援センターが28年度から有りになっていますが、基幹型というのは広域につくるというのが通例ですが、市としては市単独で基幹型を作ろうと思っているのでしょうか。

事務局 目標ですので市で頑張ればできればいいかなと思っています。地域生活支援拠点になりますので、圏域ということになると今までの例からいくと白井から遠い所にできるという状況になります。できるかどうか微妙ではありますが、目標として市内でネットワーク的なものでも整備をする方向に向かって調整していきたいと考えています。基幹相談支援センターになりますが、圏域となると市単独ではどうなのかなというのがありますが、やはり必要なので目標として頑張っていければと思います。基幹相談支援センターの機能強化についても確認をさせていただき、今まで圏域に1個任せで来ていたので単独でできるかは難しい所ですが、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターは作っていききたいと思います。

委員 できれば市単独を目指していただきたいと思います。

委員 基幹相談支援センターは2つのうちどちらかにということでしたが、3になるのですよね。

事務局 はい、どこかでということになります。

委員 基幹相談事業所ですが、相談支援というと社会資源と介在させるのが一番の役割だと思います。白井市は社会資源が少ないので、白井市内だけをやっている事業所の相談員にうまく対応していただけるのかという不安があります。

事務局 はい、様々なことが関係してきますのでできるかどうかというのは分からないのですが、目標としては対応できるようにしていきたいと思います。社会資源の部分もあるので白井市単独では無理だということであれば複数の市町村でできるかどうかは今後は当然検討させていただきます。

委員 拠点は単独整備を目指すのですよね。

事務局 はい、目標としていきたいと思います。ただ今現在で地域生活支援拠点をネットワークでつなぐ部分でもネットワークとなる事業所がすべて揃っているわけではないので、ショートステイの事業所に代表されるように場合によっては違う市町村の事業所に頼らざるを得ないこともあろうかと思いますが、白井市の地域生活支援拠点として整備していくことを目標にしたいと思います。

委員長 非常に具体的でこまかいことも含めてご意見をいただきました。計画の進行管理に入っているのかなという気もします。事務局もぜひこの拠点について作っていききたいという強い姿勢を示していただきたいと思います。他に無いようです。今日いただいたご意見は出来る限り計画の中に反映させていただくことによろしいですか。

事務局 目標値の見直しや第2章の検証の部分については見直しをして修正を加えて、まとめさせていただきます。再度委員のみなさんに集まっていただく時間もありませんので、事務局の方で委員長に報告させていただき、進めるという形によろしいでしょうか。

委員長 では今日いただいたご意見について、出来る限り計画に具体的に反映し、その内容については私と事務局で調整の上進めさせていただくことによろしいですか。そういう形で取り扱わせていただきます。以上、第4期障害福祉計画につきましては終了させていただきます。ありがとうございました

(3) その他

事務局 次回は平成27年度の障害者計画の策定に入ります。すでにお知らせをいたしました5月11日(月)になりますのでよろしくお願い致します。

◇ 閉 会

・事務局より閉会が宣言された。

・使用した資料

- ① 白井市障害者計画等策定委員会平成26年度第5回会議 会議要録(資料1)
- ② パブリック・コメント募集結果(資料2)
- ③ 白井市第4期障害福祉計画(資料3)
- ④ 追加資料 計画相談支援実績、市内障害福祉サービス等提供事業者一覧、障害福祉サービス決算状況地域生活支援事業決算状況

以上

障害者計画策定スケジュール

		委員会等	検討委員会	事務局・コンサル
平成27年4月	上旬			
	中旬			前計画の進行管理 基本理念・目標作成
	下旬		第1回 基本理念・目標	
平成27年5月	上旬			
	中旬	策定委員会(7) 11日	計画の内容 基本理念・目標	施策調査票
	下旬			計画課題の整理
平成27年6月	上旬			素案の作成準備
	中旬	策定委員会(8) 15日	計画の内容 基本理念・目標	
	下旬		第2回 素案の検討	
平成27年7月	上旬			調整(素案・パブコメ検討)
	中旬			
	下旬			政策(素案・パブコメ検討)
平成27年8月	上旬			
	中旬	策定委員会(9) 17日	素案・パブコメ検討	
	下旬			素案パブコメ実施
平成27年9月	上旬			
	中旬		第3回 パブコメ対応	パブコメ取りまとめ
	下旬			
平成27年10月	上旬			調整(パブコメ対応)
	中旬			
	下旬			政策(パブコメ対応)
平成27年11月	上旬		第4回 パブコメ対応	
	中旬	策定委員会(10) 16日	パブコメ対応	計画案の作成準備
	下旬		第5回 計画案検討	
平成27年12月	上旬			調整(計画案)
	中旬			
	下旬			政策(計画案)
平成28年1月	上旬		第6回 計画案検討	計画案見直し
	中旬	策定委員会(11) 18日	計画案検討	
	下旬		第7回 計画策定	
平成28年2月	上旬			調整(計画)
	中旬			
	下旬			政策(計画)
平成28年3月	上旬			計画見直し
	中旬	策定委員会(12) 14日	計画策定	
	下旬			

新障害者計画(書)構成案

…市長ごあいさつ

(目次)

第1章 序論（計画策定にあたって）

- 1 計画策定の背景・趣旨
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画策定の体制

第2章 しょうがいのある人の現状等

- 1 しょうがいのある人等の状況
- 2 アンケート調査結果の要点

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念（目標像を含む）
- 2 計画の基本目標
- 3 計画の基本的視点

第4章 計画の内容（基本計画）

【基本計画 体系図】

* 「基本目標」の内容を各「柱」の名称として、施策・事業等を3～4本前後の「柱」ごとにまとめて示す。

第5章 計画の推進と進行管理

- 1 推進・進行管理の考え方
- 2 推進・進行管理の具体的内容

第6章 付 属 資 料

- 用語集
- 「策定委員会」・庁内策定組織 条例・設置要綱、委員名簿、策定の経過（各回会議内容）

など

第1章 序論（計画策定にあたって）

1 計画策定の背景・趣旨

◇『白井市障害福祉プラン』の策定（平成19年3月）までの流れ

白井市では、平成9年3月に『白井町障害者計画―「理解と参加による社会づくり」をめざして―』を策定し、それに基づき、誰もが社会に参加し、一人ひとりが自らの生き方を主体的に選択し決定できる社会の実現を目標に福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等幅広い分野における障害者施策の推進に計画的に取り組み、その結果、専門職の確保や障がいのある人の拠点となる「保健福祉センター」の整備などが実現しました。

その後、平成14年度には上記『白井市障害者計画』の中間年にあたることから、市民すべてが地域の中で豊かな生活を送れるまちをめざして見直しを行いました。

しかし、計画の中間見直しの後も障がいのある人の状況は大きく変化し、また、平成15年度からは「支援費制度」が始まり、さらに同18年度からは「障害者自立支援法」に基づく3障害（身体、知的、精神）一元のサービス体系に移行するという大きな制度改革が行われるなど、障害者福祉が大きな転換期を迎え、白井市では、平成19年3月、上記見直し計画の施策や事業の進捗状況等の確認・評価を行いつつ、障害者自立支援法で新たに策定が義務づけられた「市町村障害福祉計画」（第1期）の性格も併せ持つ『白井市障害福祉プラン』（白井市障害者計画・第1期障害福祉計画）を新たに策定しました。

◇「第2期障害福祉計画」、「第3期障害福祉計画」の策定

『白井市障害福祉プラン』のうち、「数値目標」部分の計画期間は3年間とされており、平成21年3月に「第2期障害福祉計画」を策定しました。

また、この「第2期障害福祉計画」の計画期間が平成23年度をもって終了となることから、障害者自立支援法施行後6年間の成果と課題を踏まえつつ、障害福祉サービスの提供方を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図り、円滑に制度を実施するために、平成24年3月に『白井市第3期障害福祉計画』を策定しました。

◇新『障害者計画』・『白井市第4期障害福祉計画』の策定

『白井市第3期障害福祉計画』の策定後も、平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、同25年4月には、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」と言います）として改正施行されるとともに「障害者優先調達推進法」も施行されて、障害者福祉は再び大きな転換期を迎えています。また、平成25年6月に「障害者差別解消法」が制定され、12月には国連で採択された「障害者権利条約」の批准が国会で承認されています。

他方、『白井市障害福祉プラン』のうち「基本的な考え方」、「重点施策」および「基本計画」部分の対象期間は平成18年度から同27年度までの10年間とされており、白井市では、障害者福祉が大きな転換期にあることも踏まえ、予定通り26・27年度中に改定作業を行って、『白井市第4期障害福祉計画』と新しい『白井市障害者計画』をそれぞれ作ることにしました。本計画は、それらのうち、新しい「障害者計画」の方です。

◇ 近年の障害福祉施策等の動向（『白井市第3期障害福祉計画』策定後）

1. 障害者虐待防止法の施行

- ・平成 23 年 6 月に制定された「障害者虐待防止法」（正式名称：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）が、同 24 年 10 月から施行。家庭や施設、職場などでの虐待の防止や早期発見により、障害のある人の人権を守っていくことになる。

2. 障害者総合支援法の改正施行

〈平成 25 年 4 月〜〉

- ・「障害者」の範囲に「難病」等が追加
- ・「地域生活支援事業」の追加

〈平成 26 年 4 月〜〉

- ・従来の「障害程度区分」を、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変更
- ・「重度訪問介護」サービスの対象者の拡大
- ・「共同生活介護」サービス（ケアホーム）の「共同生活援助」（グループホーム）への一元化
- ・「地域移行支援」サービスの対象者の拡大

3. 障害者優先調達推進法の施行（平成 25 年 4 月〜）

- ・国、都道府県、市町村等による障害者就労施設等からの物品調達の推進などに関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、施設等が供給する物品等について需要の増進を図っている。

4. 障害者差別解消法の制定（平成 25 年 6 月）

- ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めており、一部を除いて平成 28 年 4 月 1 日から施行されることになっている。

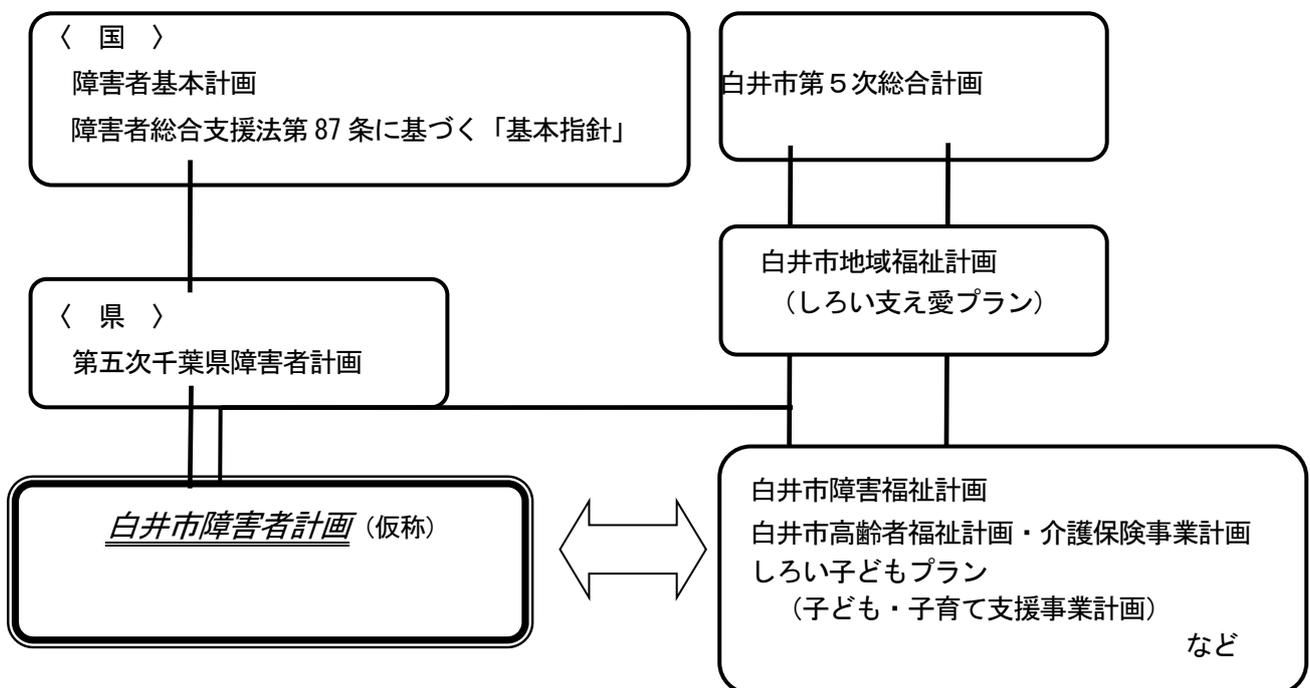
2 計画の性格と位置づけ

◇本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」です。

※障害者基本法 第 11 条 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◇「白井市第 5 次総合計画」（仮称）（「基本構想」の期間：平成 28～37 年度）の部門計画として策定します。

◇国、千葉県それぞれが策定した関連の計画などや、『白井市地域福祉計画(しろい支え愛プラン)』、『白井市（第 4 期）障害福祉計画』『白井市高齢者福祉計画・（第 6 期）介護保険事業計画』など市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。



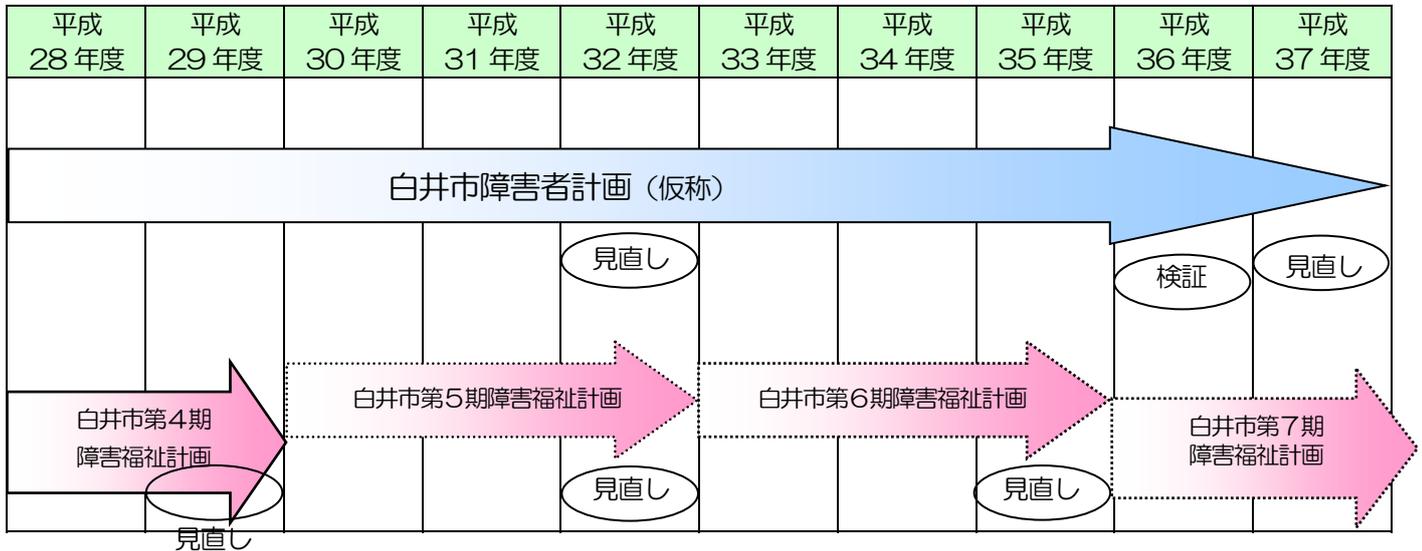
【参考】 < 「障害者計画」と「障害福祉計画」 >

	障害者計画	障害福祉計画
根拠法	障害者基本法（第 11 条第 3 項）	障害者総合支援法（第 88 条）
おもな内容	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	中長期の計画で、期間任意	3 年を 1 期

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とし、32年度において（中間）見直しの作業を行うことを予定します。

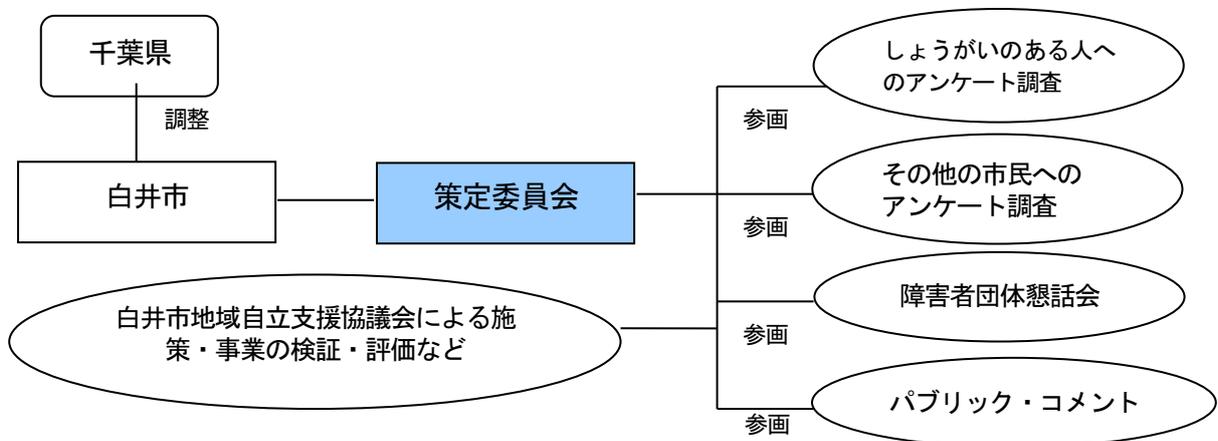
また、最終年度に評価を実施し、結果を次期計画に反映させます。



4 計画策定の体制

本計画策定にあたっては、「策定委員会」を設置してそこでの討議内容を十分に反映させたものにする一方、市役所庁内の検討組織も設置して必要な事項の検討を重ねるとともに、県との連携にも留意しました。

また、しょうがいのある人をはじめ市民の意見等を幅広くうかがうため、アンケート調査や「障害者団体懇話会」等を実施し、協働による計画づくりに努めました。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

平成23年に改正された障害者基本法では、その第1条において、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、…」と定めており、「共生社会の実現」がその大きな目標の一つであることをうたっています。

また、『白井市障害福祉プラン』では計画の基本理念について、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」に加え、障害のある人もない人も共に生き支えあう社会の実現を目標に「障害のある人もない人も、一人の市民として ともに参加するまちづくり」としてきました。

さらに、本計画の上位計画に当たる「白井市第5次総合計画」（仮称）の“将来像”は、「ときめきとみどりあふれる快活都市」となっています。

これらのことから、本計画の基本理念（目標像）を

しょうがいのある人もない人も人格と個性を尊重されてともに生き、
ともに快活に参加する地域づくり

として、これからのしょうがい福祉における市民・地域・市等の共通の目標とします。

2 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

《基本目標1》地域自立生活への支援

住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の充実に努め、しょうがいがあっても健康に暮らせるまちづくりを進めます。

(今後、更に詳細な紹介文を入れていく。)

《基本目標2》社会参加の支援・促進

地域社会の一員として、快活に生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進していきます。

(今後、更に詳細な紹介文を入れていく。)

《基本目標3》快適で人にやさしいまちづくりの推進

誰もが快適な暮らしを送れるよう、「人にやさしいまちづくり」を進めます。

(今後、更に詳細な紹介文を入れていく。)

3 計画の基本的視点

「基本理念」や3つの「基本目標」を実現するため、本計画を進めていくにあたっての基本的視点は、次の3つとします。

視点1 一人ひとりが自分らしく生きることができる社会づくり

人は誰もが、生きがいを持って自分らしく生きることを望んでいます。自分の生活のあり方や人生設計を、自ら選択し、決定し、実行したいと願っています。

しょうがいのある人の社会活動を支援・促進し、一人ひとりの自立と自己決定を尊重する地域社会をめざします。

視点2 地域で支えあうことのできる社会づくり

しょうがいのある人が地域で自立した生活を送るためには、地域での人と人とのつながりを大切にし、ともに支えあい助けあうことのできる関係を築いていくことが必要です。

しょうがいのある人、家族、ボランティア、地域住民など市民と市が協力して、ふれあいと思いやりのある地域社会の実現に努めます。

視点3 安心して生活できる社会づくり

しょうがいのある人が、生活環境や法令・制度、人々の気持ち等のバリアによって社会への参加を妨げられることのない社会づくりが必要です。

しょうがいのある人も、地域の中で安心して暮らし、自由に活動できるよう、さまざまな障壁（バリア）をなくし、平等な社会づくりをめざします。

「障害」の表記に関する検討結果について

平成 2 2 年 1 1 月 2 2 日

「障害」の表記に関する作業チーム

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	ヒアリング結果について	1
1.	文化審議会国語分科会漢字小委員会における議論	2
1)	改定常用漢字表の性格	
2)	「障害」及び「障碍（障礙）」の表記に関する歴史的変遷	
3)	改定常用漢字表における「碍」についての考え方	
2.	障害学における英米の社会モデルについて	3
1)	障害学における英米二つの社会モデル	
2)	英米障害学における「障害」の表記	
3)	障害者権利条約における「障害」の表記	
3.	「障害」の表記に関する考え方の整理	4
1)	「障害」	
2)	「障碍」	
3)	「障がい」	
4)	「チャレンジド」	
5)	その他	
4.	各団体等における表記の運用状況	9
第 3	一般からの意見募集の結果について	10
1.	「障害（者）」	
2.	「障碍（者）」	
3.	「障がい（者）、しょうがい（者）」	
第 4	ヒアリング及び意見募集の結果を踏まえた総括	11
第 5	今後の課題	12

第1 はじめに

平成 21 年 12 月に閣議決定により設置が決定された障がい者制度改革推進本部においては、「法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う」こととされ、同本部の下に置かれた障がい者制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）に意見が求められていた。推進会議では、「障害」の表記の在り方について、平成 22 年 3 月に審議を行い、4 月にインターネット調査を行った上で、5 月に再度審議を行ったが、6 月に取りまとめられた第一次意見においては、「今後とも、学識経験者等の意見を聴取するとともに、国民各層における議論の動向を見守りつつ、それぞれの考え方を整理するなど、引き続き審議を行う」こととされた。

これを受け、法令等における「障害」の表記の在り方に関する推進会議の議論に資するため、関係者からヒアリングを通じて、それぞれの表記のプラス面とマイナス面を明らかにしながら論点整理を行うことを目的として、推進会議の下に「障害」の表記に関する作業チームを設置することが決定された。同作業チームにおいては、平成 22 年 8 月以来、関係省庁、地方公共団体関係者、障害者団体関係者、企業関係者、学識経験者等からのヒアリングや一般の意見募集を行いながら、計 6 回にわたって精力的な議論を行ってきた。

我が国の法令における漢字表記については、「法令における漢字使用等について」（昭和 56 年 10 月 1 日内閣法制次長通知）により、昭和 56 年 10 月 1 日事務次官等会議申合せ「公用文における漢字使用等について」記 1 漢字使用によること、つまり「常用漢字表」（昭和 56 年内閣告示第 1 号）によることとされている。今般、「常用漢字表」の在り方については、文部科学大臣の諮問を受けた文化審議会において検討が行われ、平成 22 年 6 月 7 日に同審議会が答申した「改定常用漢字表」において、「碍（障碍）」は、「政府の「障がい者制度改革推進本部」において、「障害」の表記の在り方」に関する検討が行われているところであり、その検討結果によっては、改めて検討する」こととされていた。

第2 ヒアリング結果について

「障害」の表記に関する作業チームにおいては、「改定常用漢字表」における「碍」の扱い等について文化審議会国語分科会漢字小委員会の事務局担当

者からヒアリングを行うとともに、「障害」の表記については、「障害」のほか、「障碍」、「障がい」、「チャレンジド」等の様々な見解があることを踏まえ、それぞれの表記を採用している障害者団体、地方公共団体、企業、マスメディア、学識経験者から、その考え方や運用状況等について、計4回にわたり10名の方々からヒアリングを行った。

1. 文化審議会国語分科会漢字小委員会における議論

1) 改定常用漢字表の性格

「改定常用漢字表」(平成22年6月7日文化審議会答申)において、改定常用漢字表は、「現行の常用漢字表と同じく、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための、新たな漢字使用の目安となることを目指したもの」であり、また、「表に掲げられた漢字だけを用いて文章を書かなければならないという制限的なものでなく、必要に応じ、振り仮名等を用いて読み方を示すような配慮を加えるなどした上で、表に掲げられていない漢字を使用することもできるもの」とされている。

2) 「障害」及び「障碍(障礙)」の表記に関する歴史的変遷

「障害」については、遅くとも江戸末期には使用された用例があり、他方、「障碍(礙)」については、もともと仏教語で、明治期に至るまで「しょうげ」と読まれてきた語であり、「ものごとの発生、持続にあたってさまたげになること」を意味するが、仏教語から転じて平安末期以降「悪魔、怨霊などが邪魔すること。さわり。障害。」の意味で多く使われてきた。

明治期に入ると、「障碍(礙)」を「しょうがい」と読む用例が現れ、「障碍(礙)」という一つの表記について、呉音で読む「しょうげ」と漢音で読む「しょうがい」という二つの読み方が併存するようになる。こうした不便な状況を解消するためということもあって、次第に「しょうげ＝障碍(礙)」と「しょうがい＝障害」を書き分ける例が多くなり、大正期になると、「しょうがい」の表記としては、「障碍(礙)」よりも「障害」の方が一般的になる。

戦後、「当用漢字表」(昭和21年)や、国語審議会による「法令用語改

正例」(昭和 29 年等)が、その時点における「障害」と「障碍」の使用実態に基づき、「障害」のみを採用した結果、一部で用いられていた「障碍」という表記はほとんど使われなくなっていった。

ただし、戦前は、心身機能の損傷や、心身機能の損傷のある人を言い表す場合に、現在用いられている「障害(者)」と同様の意味で「障害(者)」や「障碍(者)」が用いられたことはほとんどなく¹、別の言い方、いわゆる差別的な言い方が用いられていた。

3) 改定常用漢字表における「碍」についての考え方

文化審議会国語分科会漢字小委員会では、常用漢字表の改定に当たって、平成 21 年に一般からの意見募集を 2 度実施し、その際、「碍」については、「玻」や「鷹」とともに追加要望が多く寄せられた。そのいずれの漢字についても、常用漢字表の選定基準に照らし、主として出現頻度(一般社会においてよく使われているかどうか)及び造語力(熟語の構成能力)の観点から、追加字種としてはふさわしくないと判断された。

しかし、「碍」については、「改定常用漢字表」において、「政府の「障がい者制度改革推進本部」において、「「障害」の表記の在り方」に関する検討が行われているところであり、その検討結果によっては、改めて検討することとされている。これは、「障碍(しょうげ)」の意味を理解した上でもなお、「障害」の表記として「碍」を使うことが、政府全体として合意されるのであれば、文化審議会において再度検討を行うことを意味している。

2. 障害学における英米の社会モデルについて

—杉野昭博教授(関西学院大学人間福祉学部)からのヒアリング(要約)

1) 障害学における英米二つの社会モデル

イギリス社会モデルにおける障害の定義は、障害を impairment と disability という 2 つの要素に分解する二元論であり、impairment (機能障害) を問題化する医学モデル(個人モデル)を批判して、disability の方を問題化する社会モデルの立場をとっている。これは、機能障害と参加

¹ 「身体に障害を持つ者」全般を指す語としての「身体障害者」が、法律で初めて用いられたのは昭和 24 年のことであり、同年、法律名(国立身体障害者更正指導所設置法・身体障害者福祉法)としても採用された。昭和 50 年代以降には、関係法律の一斉改正により、戦前から用いられてきた言い方が、「障害」や「～障害」などに整理された。

制約の二元論をとるが、「参加制約」の除去を最優先にする立場である。

他方で、アメリカの社会モデルは、障害を個人の属性と環境との相互作用によって発生するものとしてとらえる、いわゆる相互作用モデルであり、これは障害を一面においては「個性（個別的属性）としての障害」としてとらえるものであるが、参加制約除去を優先するという意味では、イギリス社会モデルと変わらないといえる。

2) 英米障害学における「障害」の表記

イギリス障害学では disabled people が用いられており、disablement という名詞もよく用いられるが、これらは社会制度によって無力化された集団という意味で使われている。

アメリカでは persons with disabilities が用いられているが、これは個別的属性としての障害のある人というような意味で使われており、障害を否定的な impairments ではなくて、例えば民族性、出自といった属性と同様に属性の一つとしてとらえられている。

3) 障害者権利条約における「障害」の表記

障害者権利条約は、個人と社会的障壁との相互作用論であるという点、タイトルに persons with disabilities と、個人の属性としての障害というのが用いられているという意味では、アメリカ社会モデルを基本としている。

3. 「障害」の表記に関する考え方の整理

1) 「障害」

[肯定的意見]

(障害者団体：特定非営利活動法人DP I日本会議)

障害者の権利に関する条約（仮称）においては、障害を視覚、聴覚、肢体等の機能不全等を意味する「Impairment」と表記するとともに、機能障害等によってその人の生活や行動が制限・制約されることを「Disabilities」と表記している。これは、障害者の社会参加の制限や制約の原因が、個人の属性としての「Impairment」にあるのではなく、「Impairment」と社会との相互作用によって生じるものであることを示している。

したがって、障害者自身は、「差し障り」や「害悪」をもたらす存在ではなく、社会にある多くの障害物や障壁こそが「障害者」をつくりだしてきた。このように社会に存在する障害物や障壁を改善又は解消することが必要である。このような社会モデルの考え方と条文では、「Persons with Disabilities」と表記していることから、現段階では、「障害」の表記を採用することが適当である。

当面は、障害者制度改革を推進し、社会の在り方を医学モデルから社会モデルへと転換することに時間を費やすべきであり、「障害」の表記については将来的な課題とすべきではないか。

[否定的意見]

(障害者団体：東京青い芝の会)

「害」は「公害」、「害悪」、「害虫」の「害」であり、当事者の存在を害であるとする社会の価値観を助長してきた。

(精神障害関連法人：特定非営利活動法人芦屋メンタルサポートセンター)

「害」には語源的にも人を殺めるという意味があり不適切。

2) 「障碍」

[肯定的意見]

(障害者団体：東京青い芝の会)

「碍」は電流を遮断する「碍子」などで用いられているように、「カベ」を意味する言葉である。社会が「カベ」を形成していること、当事者自らの中にも「カベ」に立ち向かうべき意識改革の課題があるとの観点も踏まえ、「碍」の字を使うよう提唱してきた。

(精神障害関連法人：特定非営利活動法人芦屋メンタルサポートセンター)

障碍の表記は古来「障碍」、「障碍物」、「碍子」、「融通無碍」など物や事象を対象に使用されてきた経緯があり、人を対象とした「障碍者」という概念が確立されたのは戦後である。昭和 21 年に制定された「当用漢字」では「碍」が当用漢字から外れ、同音ではあるものの意味が異なる「害」の字が充てられ、その後、昭和 31 年の「同音の漢字による書きかえ」(国語審議会報告)では、「障碍」を「障害」に書きかえることが妥当であるとされた。これ以降、「碍」の字が国民の目の前からほと

んど消えてしまった。

また、中国、韓国、台湾など漢字圏において、「しょうがい」は「障碍」又は「障礙」と表記されている。一例として「障碍人の権利に関する協約」（韓国）。東アジアの漢字圏において、日本が障害者福祉の面でリーダーシップを発揮する場合に備えて、表記を「障碍」に改めておくべきではないか。

「障害」の表記は「医学モデル」であるのに対し、「障碍」の表記は「社会モデル」そのものではないか。²

[否定的意見]

(障害者団体：特定非営利活動法人DPⅠ日本会議)

「障害」の「害」の字については、印象が悪く、人に対して「害」という字を使うべきではないということが、「障碍」の表記を変える議論のそもそもの発端であるが、このような理由を考慮すると、新たに「障碍」の表記を採用する場合、仏教語に由来する「障碍（しょうげ）」の語源に関する問題もあるため、「害」の字を使う場合と同様又はそれ以上の問題の指摘を受ける可能性が否定できない。

(マスメディア：朝日新聞)

「碍」については、使用頻度が低い上に、造語力も低いことから、一般国民が情報社会においてどのような漢字を使うべきかの目安となる常用漢字に入れる必要はないと思う。ただし、障がい者制度改革推進本部の検討結果によっては、改めて検討するという漢字小委員会の結論に異存はない。国民が十分「碍」の字義を理解したうえで納得して使用するなら問題はないと考えるが、「障害」を「障碍」と表記しても根本的な解決にはならない。いずれ更なる人権意識の変化によって、「障碍」という字を用いることは不適切であるという論議が起こりうる。ただし、漢字の字義に即して議論するという必要だが、それとは別の感覚的、感情的なものも含めた上での考慮もしなければ、表記についての議論は成り立たないのではないか。

3) 「障がい」

² このほか「精神障害者」の表記についても、精神疾患の正しい知識の普及という観点から、ソフトな呼称・表記に変更すべきとの意見があった。

[肯定的意見]

(地方公共団体：岩手県)

「障害」の「害」の字は、「害悪」、「公害」等否定的で負のイメージが強く、別の言葉に見直してほしいとの意見が障害者団体関係者から寄せられていたため、平成 19 年 12 月、障害者関係団体に対して、「障害」の「害」の字の表記に関する意見調査を実施。ひらがな表記にすること自体を否定する意見はなかったため、県としては、「害」の字の印象の悪さ、負のイメージにより、不快感を覚える者がいるのであれば、改められる部分から改めるべきと考え、平成 20 年 4 月から行政文書等における「障害」の表記を「障がい」に変更することとした³。

(企業：ソニー株式会社)

「害」の字が、他人に害を与えるなど負のイメージがあったため、平成 14 年から検討を始めていたが、表記変更に限らず本質的な就労環境作りに着手すると同時に、地方公共団体や民間企業の取組、各種団体の意見等を参考にして平成 19 年 3 月から国内グループ企業における表記を「障がい」に変更することとした。ただし、今後の社会動向や議論の中で、適切な表現が現れれば適宜変更を行う。

(企業：第一生命保険株式会社)

「障害」という言葉が持つ負のイメージに対する関係者の問題意識に鑑み、一部の地方公共団体や企業が「障がい」の表記を採用しているケースを参考として、平成 18 年より「障害」の表記を「障がい」に変更することとした。

(学者：関西学院大学 杉野教授)

障害者権利条約を基本とし、さらに「ショウガイ」という音は変更しないという二つの前提条件の下で考えるならば、「障がい」「障がいのある人」という表記が適切。少なくとも権利条約における persons with disabilities の適切な和訳は「(個別的属性としての)さまざまな障がいのある人」だと考える。

³ この際「碍」については、検討の対象に入れていなかったところであるが、これはそもそも①「碍」を使用したいという要望が関係団体から寄せられなかったこと、②「碍」が常用漢字に入っていなかったこと、③調査をした7道県がひらがな表記を採用していたことが、その主な理由である。

[否定的意見]

(障害者団体：東京青い芝の会)

社会が「カベ」を形成していること、当事者自らの中にも「カベ」に立ち向かうべき意識改革の課題があるとの観点を踏まえ、「碍」の字を使うよう提唱してきたが、表意文字である漢字を、ひらがなに置き換えてしまうと、「社会がカベを作っている」、「カベに立ち向かう」という意味合いが出ない。

(障害者団体：特定非営利活動法人DPI日本会議)

人に対して「害」の字を使用することは不適切であるとして、「障害」の表記を「障がい」に変更する考え方は、障害者の社会参加の制限や制約の原因が、個人の属性としての機能障害にあるとする個人モデル（医学モデル）に基づくものであり、医学モデルから障害を個人の外部に存在する種々の社会的障壁によって構築されたものとしてとらえる社会モデルへの転換を第一次意見において示した推進会議としては採用すべきではないのではないか。

4) 「チャレンジド」

[肯定的意見]

(企業：第一生命保険株式会社)

「チャレンジド」は、「障害に負けることなく、社会進出をしていこうとする人たち」という「障害者」に代わる前向きかつ可能性を示唆する表現である。

(チャレンジド就労促進団体：社会福祉法人プロップ・ステーション)

「チャレンジド」は、the challenged（挑戦という使命や課題、挑戦するチャンスや資格を与えられた人）を語源とする呼称であり、障害をマイナスとのみ捉えるのではなく、障害を持つゆえに体験する様々な事象を自分自身のため、あるいは社会のため積極的に生かしていこうという思いを込めている。時代が大きくかわろうとしている今、様々な価値観による様々な呼称が自由に使われて当然であり、国家がそれを統一することは避けるべきだと思う。

[否定的意見]

(障害者団体：特定非営利活動法人DPI日本会議)

「チャレンジド」は、the challenged を語源とし、障害者が直面する様々な課題を個々の障害者の問題としてそれぞれがチャレンジしていくことを求めるものであって、社会全体に対して社会の中にある様々な偏見や差別、障壁をなくすため、社会全体が取り組んでいくことを求めるものではない。この表記は、医学モデルを前提とした印象が強く、障害者だけが課題に取り組んでいくような誤解を与える呼称であり、障害者権利条約の定義（社会モデル）には明確に反すると考えられ、賛成できない。

5) その他

「要支援者」

(マスメディア：朝日新聞)

「健常者」とその対向にある「しょうがいしゃ」という固定的な言い方はやめ、お互いが「支援し支援される」立場になりうるという考え方のもと、互いに支え合う社会を目指すため「要支援者」という言い方を採用してはどうか。

4. 各団体等における表記の運用状況

(地方公共団体：岩手県)

平成 20 年 4 月以降、県が新たに作成する行政文書等において、「障害」の表記を「障がい」に原則変更することとした。

その例外として、ひらがな表記とすることにより、その言葉の持つ意味が失われたり誤解されたりする恐れがある言葉、具体的には、①条例、規則及び例規において使用する場合の人の状態を表す言葉⁴、②人の状態を表すものでない言葉（例：青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為、電波の障害、障害物）については適用除外とした。

(企業：ソニー株式会社)

⁴ 法律名、政令名、府省令名、条例名、規則名、法律等で使用されている用語、関係団体・関係施設の名称、固有名詞（国の事業・制度の名称、医療用語、専門用語等）についても、適用の対象外

⁵ 条例、規則及び例規は、行政文書と比較して法令名・法令用語を多用しているため、県民にとって、かえって読みにくく、分かりにくいものになることから、ひらがな表記を適用しないこととした。

前後の文脈から人や人の状態を表す場合にはひらがな表記（障がい）とし、法令や条例等に基づく制度や行政宛の公式文書、専門用語として漢字が適当な場合には漢字表記（障害）としている。

（企業：第一生命保険株式会社）

社内外に発信するものすべてにおいて、「障害（者）」を「障がい（者）」と表記している。法令や固有名詞は、原則そのままの表記としているが、一部ひらがな表記（障がい者手帳等）に変更しているものもある。また、保険会社として障害特約等、約款上使用している「障害」の表記については漢字表記を使用している。なお、「チャレンジド」については、現在、特例子会社の名称のみに使用している。

（マスメディア：朝日新聞）

固有名詞を除き、「障害」の表記については、「障害」としている。

新聞における漢字表記については、常用漢字表を基本的に順守することとしているが、その上で新聞読者にとって分かりやすく読みやすい表記、義務教育を終えた人が無理なく読める表記を心がけている。今般の改定常用漢字表（文化審議会答申）の対応について、追加された 196 の字種のうち、読みが難しい 51 字は原則使用を避け、使用する場合には読み仮名（ルビ）をつけることとしている。

第3 一般からの意見募集の結果について

平成22年9月10日（金）から30日（木）までの21日間、内閣府、共生社会、障害者施策の各ホームページにおいて、意見募集を実施したところ、637件の意見が寄せられた。その内訳は、「障害」を支持する意見が約4割、「障碍」を支持する意見が約4割、「障がい」又は「しょうがい」を支持する意見が約1割、その他独自の表記を提案する意見等が約1割であった。それぞれの表記についての主な意見・理由は以下のとおりである。

1. 「障害（者）」

[主な理由]

- ・社会モデルの観点からは、「障害」がふさわしい。
- ・表記や呼称を変更したとしても、いずれ同じ議論を繰り返すことになる。
- ・表記の問題よりも、障害者を取り巻く差別と偏見を取り除くことが先決。

- ・イメージでの議論が先行しすぎている。
- ・広く普及している現状がある。 等

[主な否定的意見]

- ・「害」の字には、「公害」、「害虫」、「加害」等の負のイメージがある。 等

2. 「障害（者）」

[主な理由]

- ・社会モデルの観点からは、「障害」がふさわしい。
- ・表記を変えることにより、一般国民の意識が改善されることが期待される。
- ・「害」の字には負の意味が入っているが、「碍」の字は価値中立的である等

[主な否定的意見]

- ・知的障害のある者等にとって、表記の変更は混乱を招く。
- ・表記を変更したところで、「障」＝「さわり」、「碍」＝さまたげであって、漢字の持つ負のイメージに変わりはない。 等

3. 「障がい（者）、しょうがい（者）」

[主な理由]

- ・柔らかい印象があり、点字を利用している人でも書くことができる。
- ・移行期間という認識の下で、ひらがな表記が望ましい。

[主な否定的意見]

- ・平仮名の「がい」では実体が見えない。障害の社会性を曖昧にする。
- ・日本語として不自然

第4 ヒアリング及び意見募集の結果を踏まえた総括

第2及び第3で述べてきたように、様々な主体がそれぞれの考えに基づき、「障害」について様々な表記を用いており、法令等における「障害」の表記について、現時点において新たに特定のものに決定することは困難であると言わざるを得ない。

他方で、この度の様々な関係者、有識者からのヒアリング等を通じて、これまで明らかになっていなかった検討課題や論点も浮かび上がってきており、今後「障害」の表記に関する議論を進めるに当たっては、以下の観点が必要と考えられる。

- ・ 「障害（者）」の表記は、障害のある当事者（家族を含む。）のアイデンティティと密接な関係があるので、当事者がどのような呼称や表記を望んでいるかに配慮すること。
- ・ 「障害」の表記を社会モデルの観点から検討していくに当たっては、障害者権利条約における障害者（persons with disabilities）の考え方、ICF（国際生活機能分類）の障害概念、及び障害学における表記に関する議論等との整合性に配慮すること。

これらを踏まえ、法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである。そのためには、障害は様々な障壁との相互作用によって生ずるものであるという障害者権利条約の考え方を念頭に置きつつ、それぞれの表記に関する考え方を国民に広く紹介し、各界各層の議論を喚起するとともに、その動向やそれぞれの表記の普及状況等を注視しながら、今後、更に検討を進め、意見集約を図っていく必要がある。

第5 今後の課題

第4に述べた観点を踏まえつつ、今後、以下の課題について検討する必要があると考える。

- ・ 各種シンポジウムや障害者週間等の啓発事業を通じて、「障害」のそれぞれの表記に関する議論を紹介するとともに、幅広く様々な主体における議論を喚起していくこと。
- ・ 「障害」のそれぞれの表記の普及状況について、定期的に調査を行うなど、その把握に努めること。
- ・ 近年、国会においても「障害」の表記の在り方に関する議論⁶が度々なされており、このような動向も注視しつつ検討を進めること。

⁶ 近年「障害」の表記に関し、「障害」や「障がい」を採用すべき等の意見が国会質疑において出されているところ。

なお、今般の本作業チームにおける議論においては、「碍」が常用漢字に入っていないため、「障碍」の使用が広がらないとの観点から、「碍」の字を常用漢字に追加するよう、推進会議から文化審議会に提言すべきとの意見も出されたところである。

これについては、そもそも常用漢字は、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための漢字使用の目安であって、常用漢字ではない漢字の使用が制限されているわけではなく、また、法令における「障害」の表記を「障碍」にするという結論に至っていない現時点において、文化審議会に提言を行う十分な理由がないとの意見もあり、本作業チームとして合意には至らなかった。今後、上記の取組を進めながら意見集約を図っていく過程において、「碍」の字の常用漢字への追加についても十分に検討を進めていく必要がある。

「障害」の表記に関する作業チームの設置について

◆作業チームの役割、構成について

- 作業チームの役割は、親会議（推進会議）が「障害」の表記について議論をしやすいするために、検討事項の整理を行なう。
- 関係者からのヒアリングを通じて、「表記」の案などに関するプラス面とマイナス面を整理し、推進会議で検討ができるようにする。
- メンバーは5人とする。

◆作業チームの進め方について

- 関連分野の有識者や「障害」の表記問題に積極的に発言している関係者などからのヒアリングを中心に進めていく。
 - ・ 関連分野の有識者（案）：メディア関係（放送協会、新聞協会）、作家協会（日本ペンクラブなど）
 - ・ 「障害」の表記問題に積極的に発言している団体または関係者など
- ヒアリングのもち方
作業チームによるヒアリングとして行い、ヒアリングの内容を整理したうえで推進会議に報告し、推進会議では、ヒアリングで明らかになった論点について検討していただく。
- 大まかなスケジュール
イメージ（案）としては、ヒアリングを9月中旬～10月中旬にかけて行い、10月下旬からとりまとめの作業に入る。
11月中旬には、推進会議に報告を上げて一定の議論を行なったうえで意見をとりまとめ、「第二次意見」に反映できるようにする。

以上

「障害」の表記に関する作業チームの検討経緯

第1回 8月 9日(月)(10:30~12:00)

○これまでの経緯の確認、今後の進め方について

第2回 9月 6日(月)(10:00~12:00)

○ヒアリング①

- ・氏原基余司 文化庁文化部国語課主任国語調査官
- ・寺田 純一 東京青い芝の会
- ・朽木 正彦 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

第3回 9月27日(月)(10:00~12:00)

○ヒアリング②

- ・後藤 啓之 ソニー株式会社ダイバーシティ開発部担当部長
- ・豊田徳冶郎 特定非営利活動法人芦屋メンタルサポートセンター副理事長
- ・西村 正樹 特定非営利活動法人障害者インターナショナル日本会議副議長

第4回 10月27日(水)(10:00~12:00)

○ヒアリング③

- ・吉田 久子 第一生命保険株式会社人事部ダイバーシティ推進室長
- ・前田 安正 朝日新聞東京本社編成局校閲センター長兼用語幹事
- ・竹中 ナミ 社会福祉法人プロップ・ステーション理事長

第5回 11月 8日(月)(10:00~12:00)

○ヒアリング④

- ・杉野 昭博 関西学院大学人間福祉学部教授

○論点整理

第6回 11月15日(月)(17:30~18:30)

○推進会議への報告の取りまとめ

(敬称略)

「障害」の表記に関する作業チーム 構成員名簿

(敬称略)

座長 山崎 公士 神奈川大学教授

座長代理 川崎 洋子 特定非営利活動法人全国精神
保健福祉会連合会理事長

委員 佐藤 久夫 日本社会事業大学教授

中島 圭子 日本労働組合総連合会総合
政策局長

中西 由紀子 アジア・ディスアビリティ・
インスティテート代表